

評 定 書 (工法等)

申込者 朝日工業株式会社 代表取締役社長 森満 隆 様

件 名 スクリュープレート工法

令和 7 年 9 月 25 日付けで評定の申し込みのあった本件については、下記のとおり評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、本評定日より令和 13 年 3 月 17 日までとします。

令和 8 年 3 月 18 日



記

1. 評定申込事項

本件は、鉄筋コンクリート造建築物、プレストレストコンクリート造建築物などの鉄筋コンクリート構造部分に用いる、柱および梁主筋などの定着金物として朝日工業株式会社が製造する定着板とナットが一体となったスクリュープレート（以下、「スクリュープレート」という。）を用いる機械式定着工法での性能についての評定（平成 19 年 6 月 20 日国土交通省告示第 594 号「保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件」及び平成 23 年 4 月 27 日国土交通省告示第 432 号「鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」）の申し込みがなされたものです。本委員会は、下記について提出された資料に基づき技術的検討を行った結果、建築材料の品質は、申し込みの範囲において、妥当なものであると判断します。

2. 評定の区分

変更

3. 評定をした工法等

別紙 1 のとおり

4. 評定の内容

(1) 方法

本評定は、コンクリート構造評定委員会（委員長：林静雄）において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。

(2) 審査内容

別紙 2 のとおり

5. 備考

本評定は、設計・施工・品質管理等が適切に行われることを前提に、提出された資料に基づいて行ったものであり、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。

また、本評定は申込者による自主管理方法について行われたものであり、受入に際しては、工事管（監）理者の判断による受入検査が行われることを前提としている。